

おわりに

佐伯啓思の「正義の偽装」(2014年1月20日、新潮社)は画期的な本である。あるべき政治形態として民主主義が世界を闊歩しているが、彼は、民主主義に疑問を投げかけ、出版社をして「民主主義の断末魔が聴こえる」と言わしめている。ともかくすごい本だ。彼に言うことには、私たち日本国民は、特に政治家はそうであるが、注目をしなければならない。そして、自分の精神の糧にしてほしい。

佐伯啓思は、「正義の偽装」の中で、日本の政治について、次のように言っている。すなわち、

『戦後日本の「価値」とは、個人の自由、民主主義(あるいは平等)、物理的な幸福追求(物的豊かさの追求)、それに平和主義とあってよい。』

『利己心や自己の事情や我が身かわいさは、誰にでもある。だけれども、それをどこかで「はずかしいもの」として抑制する何かが必要ではない。しかしそれに「政治的正さ」を与えてしまつては、それを抑制するものがなくなってしまう。』

『むき出しの利己心も欲望の解放も、そして、それを正義にしてしまう厚顔無恥も「本当は」日本人の精神ではないと私は思う。日本人にとっての価値の基軸はどこにあるのか、それを見いださない限り、この劣化に歯止めをかけることはできないのではないのでしょうか。』

『わたしは「民主主義」という政治体制はたいへん難しいもので大きな欠陥を孕んでいると思っています。「民主主義」がすばらしいものであるなどとまったく思いません。しかし同時にまた、「民主主義」以外の政治体制を現状で採りえるとも思えません。とすれば、何とか民主主義を使いこなしてゆくほかないのですが、どうも「日本」と「民主主義」の食い合わせはなかなか難しいものを孕んでいるようにおもえるのです。』

『「日本的なるもの」と「近代民主主義」の結合には何か基本的な難点があると思うのです。そのことをしっかりと自覚しておく必要があるでしょう。』・・・と。

また、佐伯啓思は「正義の偽装」の中で、天皇について、次のように言っている。すなわち、

『明治憲法は、統治の基本、国民(臣民)の権利、義務などを天皇の名で示した。そのために憲法の正当性天皇制度に委ねられ、天皇制度の正当性は日本の歴史そのものに帰着する。しかもそのことを人々が共通の価値として了解する限りで、憲法の正当性は保たれ

るのです。もっといえば、どうしてそれが可能だったのか。それは、君主である天皇は、日本の場合、同時に神につながる系譜のなかに位置し、しかも祭祀の長であり、世俗世界を超越した存在だったからです。つまり、憲法は、なかば超越的な次元から降ろされてきており、その超越的な次元と世俗を媒介するものが天皇だった。そこに人々がひれ伏す理由もあるのです。そして繰り返しますが、そのような天皇の理解が日本の歴史そのものだった、ということなのです。この基本構造こそが、日本の「国体」の軸であり、その軸からすれば、近代憲法とは異なった憲法理解をわれわれはしなければならないこととなります。かなり以前に、ある高名な政治学者が、半ば冗談、しかし半ば本気で、「日本の憲法は本当は聖徳太子の十七条憲法でええんや」といったことがあります。今日の憲法学者からすればとんでもない意見でしょう。しかし、その意味は、それこそが日本で最初に成立した「国のかたち」にかかわる文書であり、その上に積み重なった歴史の中にしか日本の憲法は描けない、ということなのでしょう。十七条憲法の「憲法」は、「いつくしきのり」と読みます。「重みをもった法」という意味です。なかなかよい言葉ではありませんか。』

『日本の場合、「公」は「政治」と「祭祀」の両義的な意味をおびた「まつりごと」にほかならず、それは「武」ではなく「文」の領域になるのです。これに対して、「武力」は「私」のもので、それは私領を守り、一族郎党を食わせる不可避の手段でした。(中略)武士とは、何よりもまず、一族郎党の私領を確保し、その「一所」を命を懸けて守った存在でした。命を懸けるのは、「私」の家(イエ)のためだったのです。そして、ここに一線が引かれていた。天皇・貴族は、「公」の側に位置し、武士は「私」の側にいた。「政治」は「公」のものであり、そこに「私」が入り込むべきではなかった。「公」は「文」、つまり「文化」と結びつき、「私」は「武」、つまり根源的な生と結びついてた。』

『今日の日本の政治は、「作家的なもの」すなわち「私的なもの」、「感覚的なもの」を「政治的なもの」すなわち「公的なもの」へとほとんど遠慮会釈なく持ち込み、しかも、それを媒介しているのが、大衆の情念や好奇心である。』

『君主である天皇は、日本の場合、同時に神につながる系譜のなかに位置し、しかも祭祀の長であり、世俗世界を超越した存在だったからです。つまり、憲法は、なかば超越的な次元から降ろされてきており、その超越的な次元と世俗を媒介するものが天皇だった。そこに人々がひれ伏す理由もあるのです。そして繰り返しますが、そのような天皇の理解が日本の歴史そのものだった、ということなのです。この基本構造こそが、日本の「国体」の軸であり、その軸からすれば、近代憲法とは異なった憲法理解をわれわれはしなければならないこととなります。』

『世俗の政治秩序は「私的」な力の争いによって成り立っている。ようするに、無限の「自我」や「我欲」によってたえず動揺しているのです。しかし真の社会秩序は、こんな頼りないものではなく、もっと変わりなく安定し永続する原理によって担保されていなか

らばならない。そこに世俗の時々状況を越えた権威が必要であり、それは世俗を超越した次元からくるとするほかない。』・・・と。

以上が「正義の偽装」で佐伯啓思が述べている事柄の要点であるが、皆さんはどのように思われるでしょうか？ 驚きをもたれる方もおられるであろうし、目から鱗が落ちた感じを持たれる方もおられるかもしれない。ひょっとしたら違和感を感じる方もおられるかもしれない。しかし、私は、佐伯啓思の考えとほとんど同じである。そこで私は、佐伯啓思だと大いなる敬意を表しながら、私なりの「政治論」と「天皇論」を書いた。それがこの論文である。その要点は以下の通りである。

天皇は、わが国の『「歴史と伝統・文化」の象徴』である。『「歴史と伝統・文化」の象徴』という言い方は、「歴史と伝統・文化」というものが本来「一」であり「多」であることから、国全体を意識し、かつ、地域性というものも意識した言い方であると言える。地域性というものは大事である。「違い」すなわち「多」というものは大事である。「違い」すなわち「多」があるからこそ、統合の価値が生じてくる。国民というものは「多」であるが、天皇は「一」であり「多」である。「空」と言って良いのかもしれない。天皇は「一」であり「多」であるものの象徴でなければならない。

天皇の象徴性を支える基盤は、わが国の「歴史と伝統・文化」にある。したがって、憲法の第1条については、『天皇は、わが国の「歴史と伝統・文化」の象徴』と書かれなければならない。これが私の主張である。

わが国では、天皇も国民も「違いを認める文化」を生きてきた。「和の文化」を生きてきたといってもいい。それは、両極端を嫌うことでもある。つねに振り子の原理が働いている。したがって、「歴史と伝統・文化」にもとづく天皇という権威が武士による権力によって消えかかろうとするとき、天皇は、非人、河原者、遊女、芸能民、鋳物師、木地屋、薬売り、海民などの・・・まあいかなれば権力の周縁部にいる人たちの力を借りて、武士の権力に立ち向わざるをえないし、またそれらの人びとも天皇を積極的に守らなければならないのではないのか。天皇というものは、権力とも一体不可分であると同時に非権力とも一体不可分である。どちらに偏してもいけないのではないのか。「空」でなければいけないのではないのか。

明恵の「あるべきようは」によって、象徴天皇が誕生した。「物言わぬ天皇」である。

「空の天皇である。中沢新一に言わせれば「精霊の王」（講談社、2003年11月）ということになるが、それがわが国の国体であり、世界に冠たる天皇制という制度がすでに鎌倉時代に確立した。私は、明恵の「あるべきようは」によって、武士は武士らしく、天皇は天皇らしく生きなければならないのだと思う。

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/myouearu.pdf>

天皇は、時により権力闘争に巻き込まれながら、その時代その時代に応じた姿で日本の歴史を生き抜いてきた。したがって、天皇の歴史を語ることは日本の歴史を語ることに通じる。つまり、天皇を中心に歴史が刻まれてきたと言っても過言ではなかろう。大和朝廷を中心に歴史が刻まれてきたと言っても同じことだ。もっと正確に言うならば、天皇につながる人びととともに日本の歴史が刻まれてきたということだろう。日本の歴史というのは、天皇との係わり合いの中で推移してきた。政治的権威に裏打ちされながら、天皇家はかくも永く続いてきたのである。天皇を中心とした永い歴史というものがあって、はじめて、現在の日本があるし、未来の日本がある。

さて、歴史があるからこそ伝統・文化がある。歴史と伝統・文化は一体のものである。したがって、歴史という代わりに「歴史と伝統・文化」という言葉で言い替えても差し支えないだろう。上記のように、日本の歴史というものは天皇との係わり合いの中で推移してきた。したがって、『天皇は、わが国の「歴史と伝統・文化」の象徴である。』と言い得るのである。

ところで、日本の歴史のもっとも誇りうるものは何か。それは日本の歴史の底流を流れる日本民族の精神文化であろうが、私が思うに、それは「違いを認める文化」である。日本の「歴史と伝統・文化」の心髄は「違いを認める文化」である。天皇は、わが国の「歴史と伝統・文化」の象徴であるが、これを言い換えれば、天皇は「違いを認める文化」の象徴でもあるということだ。わが国は「違いを認める文化」の象徴である天皇を戴いている。「空」の天皇である。これは何とすばらしいことか。

以上述べたとおり、天皇は、わが国の「歴史と伝統・文化の象徴」である。天皇は私たち国民とともにある。「天皇の祈り」というものは、私たち国民の幸せを願ってのもの、国家の安寧を願ってのもの、世界の平和を願ってのものであるに違いない。私たちが天皇のことを思って祈るということはないかもしれないが、私たちは、少なくとも、「天皇が祈る人」であるということは十分認識しておくべきであろう。東日本大震災の後も、不幸な死に方をした人々のために、現地で「祈り」を捧げられた。第二次世界大戦で不幸な死に方をした戦士のためにも、靖国神社に参拝して「祈り」を捧げたいと思っておられるに違いない。それを邪魔しているのは日本の政治だ。目下、政治が間違っているために、天皇は靖国神社に参拝できないでいる。そういう状況は天皇のご意志に反する。誠に残念なことだ。天皇が心安らかに靖国神社にお参りし、第二次世界大戦で亡くなった戦士の霊を慰める、その状況を作ることが現下の政治家に課せられた責任である。靖国問題が終わらない限り戦後は終わらない。靖国問題を解決するために、政治家の猛反省を促したい。